出産　～こんにちは赤ちゃん～

～守山市で出産された場合の流れ～

お子さんが誕生されたら、赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に出生届を提出しましょう。

お子さんの誕生

平日開庁中に守山市役所で出生届を提出される場合（同日中に手続き可能）

1 階【市民課：1 番窓口】出生届 ⇒【国保年金課：2 番窓口】福祉医療費受給券
2 階【こども家庭相談課：20 番窓口】児童手当

守山市以外で出生届を提出される場合

出生届 を提出 ⇒ 平日開庁中に守山市役所で手続き

福祉医療費受給券
児童手当等の手続き

出生届とその他の手続に必要な持ち物は以下の通りです。制度の内容や詳細な手続きについて、以下の二次元コードをご確認ください。

必要な届　出	出生届	福祉医療費受給券	児童手当
持ち物	□ 出生届 (医療機関による出生証明が記入済の物) □ 母子健康手帳 □ 届出人の印鑑（任意）	□ 健康保険証 (子ども本人もしくはお子さんを扶養する方のもの)	□ 請求者※名義の通帳 □ 請求者※本人の健康保険証 □ 請求者※および配偶者のマイナンバーが確認できるもの等 □ 窓口に来られる人の本人確認ができるもの ※子を扶養する父母の内、所得の高い人
届出先	市民課（1 階） ※住所地以外にも、本籍地または出生地で届け出ることができます。 ※土日祝日でも届出可能です。ただし、母子健康手帳への記入は平日開庁時間のみ対応しています。	国保年金課（1 階）	こども家庭相談課（2 階）
届出先 連　絡	TEL：077-582-1122 FAX: 077-583-9738	TEL：077-582-1120 FAX: 077-583-9738	TEL：077-582-1137 FAX: 077-582-1138

新生児訪問について

母子健康手帳別冊の後ろについているはがきを返送または電話でご依頼ください。助産師または保健師が自宅に訪問し、生後 60 日程度までの赤ちゃんの体重測定や育児相談、お母さんの産後の状態などに関する相談をお受けします。市外・県外へ里帰りされている方は、里帰り先で新生児訪問を受けることができます。

【お問い合わせ】 母子保健課　ＴＥＬ　077-583-0898　ＦＡＸ　077-582-1138

こんにちは赤ちゃん訪問について

赤ちゃんのすこやかな成長を願って、生後３か月および１歳児がいる子育て家庭に地域の民生委員・児童委員が「おめでとう」の気持ちを込めて訪問します。お子さんの成長や育児について気になることがありましたら、訪問時に遠慮なくご相談をお願いします。

【お問い合わせ】 子育て応援室　ＴＥＬ　077-582-1159　ＦＡＸ　077-582-1138

事前申請が必要な手続きについて

★滋賀県外で妊婦健康診査等を受けられる方

滋賀県外で妊婦健康診査等を受けられる予定の方は、受診までに母子保健課へ「妊婦健康診査県外受診申出書」をご提出してください。県外受診の際は一旦全額自己負担となり申請後、市の助成額分が払い戻しされます。

【県外受診の際に必要なもの】
・母子健康手帳・母子健康手帳別冊（妊婦健康診査等受診券が綴じられています）・診察券・健康保険証
・妊婦健康診査費等請求書 / 妊婦健康診査等実施報告書（県外受診申出によりお渡しします。）
【申請方法】
・妊婦健診の受診日ごとに医療機関に妊婦健康診査等実施報告書を記入してもらってください。
・出産日の翌々月の 10 日までに「公益財団法人滋賀県健康づくり財団」へ提出してください。
（宛先：〒 520-0834　大津市御殿浜６番 28 号　公益財団法人滋賀県健康づくり財団）

★守山・野洲・草津・栗東市以外で予防接種を受けられる方（滋賀県内）

上記の場合は、申請が必要です。医療機関が決まり次第、受診までにすこやか生活課へ申請してください。

【申請に必要なもの】・予防接種を受けるお子さんの母子健康手帳
※年度ごとに申請が必要になりますので、ご注意ください。

しろやま赤ちゃんこどもクリニック（大津市）、浮田クリニック（大津市）、野村産婦人科（湖南市）は広域申請が不要になりました。直接医療機関にご予約の上、接種を行ってください。

★滋賀県外でお子さんの予防接種を受けられる方（生後６か月まで）

日程、受診先の医療機関が決まり次第お早めにすこやか生活課までご連絡ください。

【お問い合わせ】すこやか生活課　ＴＥＬ　077-598-5711　ＦＡＸ　077-582-1138

★県外で医療機関を受診された場合

福祉医療費受給券は、県外の医療機関では使えません。一旦、健康保険適用の医療費自己負担分をお支払いください。後日、国保年金課に申請していただくと振り込みにより払い戻しされます。
申請できる期間は、受診月の翌月から５年以内です。
＊県内の医療機関で、受給券を提示せずに支払った保険診療も申請できます。

【申請に必要なもの】・領収書（保険点数および受診者名が記載されたもの）
・通帳等、振込先口座がわかるもの
・福祉医療費受給券
・健康保険証
【お問い合わせ】国保年金課　ＴＥＬ　077-582-1120　ＦＡＸ　077-583-9738

おむつエフについて

子育て世代への支援として、手数料が免除になる「おむつエフ」があります。
使用済みのおむつを市販の袋（無色透明または半透明）に入れ、おむつエフ（氏名を記入）を付けて焼却ごみの日に地域の指定のごみ集積所へ出してください。エフは下記で配布しています。

・市役所（１階転入者用ごみ説明窓口、３階市民協働課）
・もりやまエコパーク交流拠点施設（ごみ減量推進課窓口）
・駅前総合案内所（7:30 ～ 19:30）、各地区会館
※駅前総合案内所、各地区会館は土、日曜日、祝日（年末年始を除く）も配布しています。

【お問い合わせ】ごみ減量推進課　ＴＥＬ　077-584-4692　ＦＡＸ　077-584-4818